

# 石巻専修大学 育友会会則

平成3年4月1日 制定

(名称)

第1条 この会は、石巻専修大学育友会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、石巻専修大学(以下「大学」という。)の方針に則り、大学と学生の家庭との連絡を緊密にして大学の発展向上に寄与し併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(本部及び支部)

第3条 本会は、本部を大学内に置き、全国の必要な地区に支部を置く。

2 支部細則は、別に定める。

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 正会員 大学の学部在籍する全学生の父母又はこれに代わる保護者

(2) 特別会員 大学に勤務する教職員

(事業)

第5条 本会は、次の事業を行う。

(1) 学生の学業・徳操並びに生活に関し家庭との連絡を図る事項

(2) 学生の厚生・保健並びに医療の助成に関する事項

(3) 学生の研究助成並びに経済援助に関する事項

(4) 教職員と父母との懇談会を開催する事項

(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(運営経費)

第6条 本会の運営経費は、会費及び寄付金をもって充てる。

(会費及び寄付金)

第7条 正会員は、会費として別に定める金額を、毎年度の始めに納入しなければならない。

2 寄付金がある場合は、随時本会へ納入する。

(役員)

第8条 本会に、役員として会長1名、副会長4名以内、監査役2名及び幹事若干名と各支部に支部長を置く。

(役員を選出)

第9条 会長、副会長及び監査役は、幹事会において選出し、総会において報告するものとする。

2 幹事は、会員の中から会長がこれを委嘱する。

3 支部長は、各支部において選出し、会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第10条 本部役員任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 会長が不在のとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 監査役は、会務及び会計を監査し、総会に報告する。

5 幹事は、会長の命を受け、必要に応じてこの会の業務を行う。

6 支部長は、各支部を掌握し、本部との連絡を緊密にする。

(会議の招集)

第12条 本会に、総会、幹事会、常任役員会及び支部長会を置き、それぞれ会長が招集し、その議長となる。

(会議の構成及び開催)

第13条 総会は、正会員と特別会員で構成し、定期総会と臨時総会を開催する。

(1) 定期総会は、年1回開催する。

(2) 臨時総会は、必要に応じて開催する。

2 幹事会は、常任役員会構成員及び幹事で構成し、必要に応じて開催する。

3 常任役員会は、会長、副会長、監査役及び育友会主任で構成し、必要に応じて開催する。

4 支部長会は、常任役員会構成員及び各支部長で構成し、定期に年1回開催する。

(会議の審議事項及び議決)

第14条 総会は、予算、決算及び事業計画、その他重要事項を審議する。

2 幹事会は、総会提出議案、その他重要事項を審議する。

3 常任役員会は、総会並びに幹事会における決定事項を執行し予算案及び決算書類を作成し、その他重要事項を審議する。

4 支部長会は、地方懇談会の開催、その他重要事項を審議する。

5 第1項及び第2項の議決は、出席会員の過半数の同意によるものとする。

(名誉顧問、顧問及び相談役)

第15条 本会に、名誉顧問、顧問及び相談役を置くことができる。

(育友会主任及び事務職員)

第16条 本会に、大学より選任された育友会主任及び事務職員を置く。

2 育友会主任は、大学の教授若しくはこれに準ずる者とし、その任免権は学長に帰属する。

3 育友会主任は、大学選出の役員として常任役員会、幹事会、総会等に出席し、本会の運営に対して助言と指導を行う。

4 事務職員は、大学職員とし、その選任は学校法人専修大学理事長の所管とする。

5 事務職員は、本会の経理及び会務を管掌する。

(資産管理)

第17条 本会の資産管理の責任は、会長及び常任役員会が負うものとする。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第19条 この会則の改廃は、総会の議決によらなければならない。

附 則

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年7月22日から施行し、平成7年4月1日から適用する。